

株式売出目論見書の訂正事項分

平成20年3月

売出価格 1株につき165,870円

株式会社インフォマート

東京都港区浜松町一丁目27番16号

この目論見書により行う株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っていません。

1 【株式売出目論見書の訂正理由】

平成20年3月12日（水）に売出価格、引受価額、申込期間その他この株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出し）に必要な事項が決定され、同日、引受人の買取引受けによる売出しに関し元引受契約が締結されました。これに伴い、株式売出目論見書の関連事項を後記のとおり訂正いたします。

2 【訂正事項】

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【売出要項】	1
1【売出有価証券（引受人の買取引受けによる売出し）】	1
2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】	2
3【売出有価証券（オーバーアロットメントによる売出し）】	3
4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	3
第2【募集又は売出しに関する特別記載事項】	4
1 オーバーアロットメントによる売出し等について	4

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【売出要項】

1【売出有価証券（引受人の買取引受けによる売出し）】

【売出株式】

平成20年3月12日（水）に決定された引受価額（1株につき154,260円）にて「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、1株につき165,870円）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出し（以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。）における売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	2,600株	431,262,000	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 三井物産株式会社

(注) 「3 売出有価証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、引受人の買取引受けによる売出しにおいては、その需要状況を勘案した結果、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行いません。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、「第2 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

(注) 2の全文及び1の番号削除

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
165,870	154,260	自 平成20年 3月13日(木) 至 平成20年 3月17日(月)	1株	1株に つき 165,870	元引受契約 を締結した 右記金融商 品取引業者 の本店及び 全国各支店	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号 大和証券エスエムビーシー 株式会社	(注) 5

(注) 1 売出しは売出価格にて行います。

2 引受価額は、売出人が引受人より1株当たりの買取金額として受取る金額であります。

3 「1 売出有価証券（引受人の買取引受けによる売出し） 売出株式」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

4 株券の受渡期日は、平成20年3月24日（月）であります。

5 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき11,610円）の総額は、引受人の手取金となります。

なお、元引受契約は、平成20年3月12日（水）に締結いたしました。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券エスエムビーシー株式会社	2,600株

6 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき154,260円）は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

8 申込証拠金には、利息をつけません。

9 株券は株式会社証券保管振替機構に預託され、受渡期日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、受渡期日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。株式会社証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

(注) 1、2の全文削除及び3、4、5、6、7、8の番号変更

3【売出有価証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	390株 <u>(注)</u>	<u>64,689,300</u>	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券エスエムビーシー株式会社

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式390株の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、「第2 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

(注) 2の全文及び1の番号削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
<u>165,870</u>	<u>自 平成20年 3月13日（木） 至 平成20年 3月17日（月）</u>	1株	<u>1株に つき 165,870</u>	大和証券エスエムビーシー株式会社の本店及び全国各支店	—	—

(注) 1 株券の受渡期日は、平成20年3月24日（月）であります。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株券は、株式会社証券保管振替機構に預託され、受渡期日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、受渡期日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。株式会社証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

第2【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式390株（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

これに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(390株)を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、平成20年3月18日（火）から平成20年4月16日（水）までの間を行使期間として、当社株主より付与されております。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成20年3月13日（木）から平成20年3月17日（月）までの間、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成20年3月18日（火）から平成20年4月16日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数(390株)を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数(390株)に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数(390株)から上記の両取引に係る貸借株式への返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行う予定であります。